

# 鹿内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(川内川漁業協同組合・川内市内水面漁業協同組合共有)

## (目的)

第1条 この規則は川内川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する鹿内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場の区域のうち白浜橋下(今村第一樋門)から上流域(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、もくずがに及びてながえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、竿釣又は投網、刺網による場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
  - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者を言う。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
  - 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

## (漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄の漁具、漁法により、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア. 魚 種	イ. 漁具漁法	ウ. 統数又は規模
あ ゆ	竿釣、投網、刺網	本 流 刺網 25m 以内×3 支 流 刺網 25m 以内×2
こ い	竿釣、投網、刺網、延縄、かご網	刺網 10m 以内×3 延 縄 3 かご網 3
う な ぎ	竿釣、延縄、かご網	延 縄 3 かご網 5
も く ず が に	かご網	かご網 5
て な が え び	えびとり網、かご網	かご網 5

各かご網ごとに組合指定のウキをつけること。  
川に浮かべるウキはすべて組合指定のウキとし、これ以外のウキは浮かべてはならない。  
指定外のウキ及び漁具は、監視員が川から排除しその場所に置くものとする。

### (遊 漁 期 間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日～10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内 支流での網使用は8月1日（日の出時刻）から
こ い	1月1日～12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
う な ぎ	3月1日～9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
もくずがに	8月1日～11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
てながえび	6月1日～10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

2. 前項の公表は、組合事務所に掲示するとともに、かつ必要があるときは南日本新聞に掲載してするものとする。

### (禁 止 期 間)

第5条 次表左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる期間は採捕してはならない。

魚 種	期 間
う な ぎ	10月1日～2月末日

### (禁 止 区 域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
川内川中薩摩郡さつま町虎居轟瀬上流90m下流90m	1月1日～12月31日
川内川中薩摩郡さつま町神子字川水流湯田発電所井ぜき 魚道及び井ぜきから下流10m地点まで	同 上

### (全 長 制 限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
う な ぎ	21cm以下
こ い	20cm以下
もくずがに	甲幅 5cm以下
てながえび	3cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁の額は、次のとおりとする。ただし第1号の場合において遊漁者が中学生以下の場合は無料とする。

1.

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日額	年額
あゆ	竿釣	竿釣のみ 2,000円	左に掲げるいずれの魚種においても 投網・刺網は7,000円  その他の漁法は 4,000円
	投網・刺網	年額のみ	
こい	竿釣・延縄・かご網	竿釣・えびとり網のみ 1,000円	
	刺網・投網		
うなぎ	竿釣・延縄・かご網	投網・刺網・延縄 かご網は年額のみ	
もくずがに	かご網		
てながえび	えびとり網、かご網		

2. 遊漁料は、次に掲げる場所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員又は組合の指定した者に納付することができる。

- (1) 川内川漁業協同組合事務所 鹿児島県薩摩郡さつま町西新町2番地15
- (2) つりぐのBB川内ムラタ店 鹿児島県薩摩川内市宮内町2251
- (3) せせらぎの郷二渡 鹿児島県薩摩郡さつま町二渡31-4
- (4) 丸忠商事入来給油所 鹿児島県薩摩川内市入来町副田2185

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の住所、氏名
  - (2) 承認期間
  - (3) 魚種、漁具及び漁法
  - (4) 遊漁区域、遊漁料
  - (5) その他参考となるべき事項
  - (6) 発行者名
2. 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

### (遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
4. 遊漁者は、漁場監視員の指定する区域内における川底を攪はんしてはならない。
5. 遊漁者は組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

### (漁具漁法の禁止)

第11条 次に掲げる漁具又は漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じて採捕する漁法
- (2) 瀬干漁法
- (3) 上りやな（上りうけを含む）
- (4) 水中鉄砲

### (夜間の採捕の禁止)

第12条 次に掲げる漁具又は漁法により日没から日の出までの間、水産動植物の採捕をしてはならない。

- (1) 投網
- (2) 空釣掛
- (3) 夜振（火花を使用して直径15センチメートル以上のたも網又は刺網で採捕する行為）

### (漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、理事が組合員の中から選任する。

2. 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
3. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 住所、氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 発行者名

### (違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

# 鹿内共第4号共同漁業権遊漁規則

(川内市内水面漁業協同組合・川内川漁業協同組合共有)

(目的)

第1条 この規則は、川内市内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する鹿内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場の区域のうち白浜橋下（今村第1樋門）から下流域（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、もくずがに、及びてながえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、手竿による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁法、漁具	規 模
たも網	網口径70センチメートル以下
刺 網	本流 25m×1本 支流 15m×1本
かご網	7個まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲

げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	7月1日より10月31日までの期間 内で組合が定めて公表する期間内
こ い	1月1日より12月31日までの期間内 で組合が定めて公表する期間内
う な ぎ	4月1日より8月31日までの期間内 で組合が定めて公表する期間内
もくずがに	7月1日より12月31日までの期間 内で組合が定めて公表する期間内
てながえび	1月1日より12月31日までの期間内 で組合が定めて公表する期間内

2 前項の公表は、組合員事務所に掲示するとともに、かつ必要があるときは南日本新聞に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の漁法で遊漁をしてはならない。

区 域	漁 法
川内川右岸湯島町下馬江2658 左岸高江町梅の木1108から下流 川内川右岸湯島町なめり溝 左岸高江町汐入 まで	たも網、すくい網  投網、籠網  袋網、刺網

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	20センチメートル以下
う な ぎ	31センチメートル以下
もくずがに	甲の幅 5センチメートル以下
てながえび	5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし高校生以下の学生、児童及び肢体不自由者は無料とする。

魚 種	漁具、漁法	遊漁料
	手釣、竿釣	1年 2,000円

こい、うなぎ あゆ、もくずがに てながえび	たも網、投網 船釣、刺網 鰻竹筒、籠網 すくい網、延縄	1年 4,000円
-----------------------------	--------------------------------------	-----------

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員又は組合の指定した者に納付することができる。

- (1) 川内市内水面漁業協同組合（五代町8135番地）
- (2) つりぐのBB川内ムラタ店（宮内町2251番地）
- (3) 川内河港釣具店（湯島町3560番地）

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認したときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の住所、氏名
  - (2) 承認期間
  - (3) 魚種、漁具及び漁法
  - (4) 遊漁区域、遊漁料の額
  - (5) その他参考となるべき事項
  - (6) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場管理委員の指定する区域における川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁具、漁法の禁止）

第10条 次に掲げる漁具又は漁法により、水産動物の採捕をしてはならない。

- (1) 水中に電流を通じて採捕する漁法

- (2) 潮干漁法
  - (3) 上りやな（上りうけを含む）
  - (4) 水中鉄砲
- （夜間の採捕の禁止）

第11条 次に掲げる漁具又は漁法により日没から日の出までの間、水産動植物の採捕をしてはならない。

- (1) 投網
- (2) 空釣掛
- (3) 夜振（火光を使用して直径15センチメートル以上のたも網又は建網で採捕する行為）

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 住所、氏名
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名

（違反者に対する措置）

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則 この規則の執行は平成25年9月1日からとする。  
この規則の執行は令和元年9月13日からとする。  
この規則は、行政庁の認可のあった日（令和5年9月1日）から施行する。